

おくやみハンドブック ～ご遺族の方へ～

飯能市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで
必要な手続きが確認ができるおくやみ手続きナビも
ぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/11209>



ご遺族の方へ

ご家族のご逝去に心からお悔み申し上げます。

飯能市では、ご遺族の方が手続き等を行ななければならない市役所関係の手続きと、市役所以外の一般的な手続きについて、ハンドブックを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

飯能市役所

〒 357-8501 埼玉県飯能市大字双柳 1 番地の 1

042-973-2111 (代表)

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなった方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/11209>



MEMO

チエツクリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※亡くなられた方の必要なものについては、
それぞれの手続きのページにてご確認ください。

本人確認書類について

☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、
運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、在留カード、特別永住者証明書
など

☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、
資格確認書、医療受給者証、各種年金手帳、各種年金証書、
学生証 など



※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

MEMO

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (40 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(43 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (44 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (43 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (44 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

飯能市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.8
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9
年金	☐	国民年金・厚生年金・共済年金に加入または受給していた	P.10
	☐	農業者年金を受給していた	
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.11
	☐	市民税・県民税・森林環境税が課税されていた	
	☐	固定資産（土地・家屋・償却資産）を持っていた	P.12
	☐	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	P.13
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.14
	☐	介護保険料を支払っていた・給付を受けていた	
福祉（障害）	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.15
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.16
	☐	飯能市重度心身障害者手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.17
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.18
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	
	☐	重度心身障害者医療費受給者証を交付されていた	P.20
	☐	福祉タクシー券を利用していた	
	☐	自動車燃料費助成（ガソリン券）を利用していた	P.21

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障害)	☐	障害児通所サービスを利用していた	P.21
	☐	障害福祉サービスを利用していた	P.22
	☐	地域生活支援サービスを利用していた	
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.23
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.24
	☐	子ども医療費受給資格証を交付されていた	P.25
	☐	ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた	
	☐	養育医療券を交付されていた	P.26
	☐	小学校・中学校に在籍している児童生徒の保護者だった	
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.27
	☐	下水道事業受益者負担金または受益者分担金を納付中であった	P.29
	☐	浄化槽を使用していた	
	☐	飯能市合併処理浄化槽組合に加入していた	P.30
その他	☐	家財整理をしたい	P.31
	☐	道路を占用していた	
	☐	法定外公共物（水路等）を使用していた	P.32
	☐	飯能市と「土地賃貸借契約」を締結していた	P.33
	☐	土地区画整理事業地内に土地や借地権を所有していた	
	☐	農地を相続した	P.34
	☐	森林を所有していた	P.35
	☐	市営住宅に住んでいた	P.36

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却等

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、または住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカード・住民基本台帳カードをご持参ください。	なし
※亡くなられた方のマイナンバーカードは、返納の処理をした後、ご遺族へお返しいたします。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 042-973-2111 (内線 101)

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 042-973-2111 (内線 101)

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、被保険者証等の返納をお願いします。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証または資格 確認書等	保険年金課国民健康保険担当 ☎ 042-973-2111 (内線 142・143)

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費 (50,000円) が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状または葬祭領収書)	保険年金課国民健康保険担当 ☎ 042-973-2111 (内線 142・143)

手続き③ 申立書の提出

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方に係る医療給付及び国民健康保険税 の還付に関するお手紙を送付するため、提出していただきます。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか 「申立書」に必要事項を記入し、ご提出ください。	相当な期間(概ね3ヶ月)
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳等(相続人代表者のもの)	保険年金課国民健康保険担当 ☎ 042-973-2111 (内線 142・143)

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等を回収しています。 ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書等 ☐ (お持ちの方のみ) 限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証	保険年金課後期高齢者医療担当 ☎ 042-973-2111 (内線 144・145)

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状または葬祭領収書)	保険年金課後期高齢者医療担当 ☎ 042-973-2111 (内線 144・145)

手続き③ 申立書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に係る後期高齢者医療給付及び後期高齢者医療保険料の還付について、相続人代表者に支給するため、相続人代表者の登録をしていただきます。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「申立書」に必要事項を記入し、ご提出ください。	2年間以内
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑(相続人代表者のもの) ☐ 預金通帳等(相続人代表者のもの)	保険年金課後期高齢者医療担当 ☎ 042-973-2111 (内線 144・145)

3. 年金に関する手続き

国民年金・厚生年金・共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※加入していた年金が国民年金のみ、または受給していた年金が遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金のみの場合は、市役所でお手続きが可能です。	— 手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの ☐ 来庁する方の本人確認書類	保険年金課年金担当 ☎ 042-973-2111 (内線 118・149) ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 所沢年金事務所 ☎ 04-2998-0170 各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内 手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または、除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 042-973-2111 (内線 602・654)

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。 また、亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、口座振替は停止となり、納付書が送付されますので、そちらで納付をしてください。	納付書に記載の納付期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納付書	収税課 ☎ 042-973-2111 (内線 131・133)

市民税・県民税・森林環境税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、市民税・県民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付します。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出してください。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。	相当な期間（概ね3ヶ月）
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	市民税課 ☎ 042-973-2111 (内線 123・124)

固定資産（土地・家屋・償却資産）を持っていた

手続き 相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者が亡くなられた場合、固定資産税の納税通知書は、相続人の代表者に送付します。 「相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。 ※提出がない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※この届出によって相続が確定するものではありません。 登記の名義を変更するには、法務局への登記申請が必要です。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等を提出してください。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。	死亡の事実を知った日から 3ヶ月以内 ※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	相続人代表者となる方
	問い合わせ先
	資産税課 ☎ 042-973-2111 (内線 112・114) 管轄の法務局 さいたま地方法務局 飯能出張所 ☎ 042-972-2580 管轄の裁判所 さいたま家庭裁判所 飯能出張所 ☎ 042-972-2342

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合は、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人との関係がわかる書類（戸籍謄本等）	①相続人 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
問い合わせ先	
市民税課 ☎ 042-973-2111（内線 121）	

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人との関係がわかる書類（戸籍謄本等）	①相続人 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
問い合わせ先	
市民税課 ☎ 042-973-2111（内線 121）	

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 被保険者証等の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証を返却してください。介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、介護保険資格者証を交付されていた場合は、返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の介護保険被保険者証 ☐ 亡くなられた方の介護保険負担割合証（交付されていた場合） ☐ 亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証（交付されていた場合） ☐ 亡くなられた方の介護保険資格者証（交付されていた場合）	介護福祉課 ☎ 042-973-2111 （内線 175・181） FAX：042-973-2120 メール：kaigo@city.hanno.lg.jp

介護保険料を支払っていた・給付を受けていた

手続き 申立書の提出

手続き詳細	期 限
窓口で相続人代表者の方に「申立書」を記入していただきます。 介護保険料の精算を行い、金額の変更がある場合は、後日、相続人代表者の方へ変更通知書を送付します。 また、保険料の還付がある場合は、還付通知書を送付し、相続人代表者の口座への振込日をお知らせします。未納がある場合は、納付書を交付しますので納付をしてください。	速やかに （2年で時効となります）
	手続き可能な人
	相続人代表者など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者の口座情報がわかるもの ☐ 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど（同一世帯は不要） 法定相続人以外の場合：遺言書の写しなど	介護福祉課 ☎ 042-973-2111 （内線 175・186） FAX：042-973-2120 メール：kaigo@city.hanno.lg.jp

6. 福祉（障害）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。同一世帯員がいる場合、未払い分の手当の請求手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は同一世帯員の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。同一世帯員がいる場合、未払い分の手当の請求手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は同一世帯員の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

飯能市重度心身障害者手当を受給していた

手続き

飯能市重度心身障害者手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が飯能市重度心身障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。同一世帯員がいる場合、未払い分の手当の請求手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は同一世帯員の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

6. 福祉（障害）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
(未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
【受給者が亡くなられた場合】 亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続き、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
【対象児童が亡くなられた場合】 亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。(他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定となります。)	手続き可能な人
※詳細は事前にお問い合わせください。	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 死亡の記載がなされた戸籍謄（抄）本 【未払い分がある場合】 ☐ 対象児童名義の通帳またはキャッシュカード 【受給資格が継続する場合（受給者変更）】 ☐ 認定請求者及び児童の戸籍謄本 ☐ 振込口座の通帳またはキャッシュカード ☐ 認定請求者及び児童の個人番号確認書類 ☐ 本人確認書類	こども支援課 ☎ 042-978-5627 FAX：042-973-2120 メール：jido@city.hanno.lg.jp

MEMO

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ※コピーでも可。その場合は原本証明が必要です。 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

6. 福祉（障害）に関する手続き

【年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・障害届、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・障害届の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・障害届の提出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	年金管理者または指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の除票	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

重度心身障害者医療費受給者証を交付されていた

手続き 資格喪失届の提出、受給者証の返納

手続き詳細	期 限
重度心身障害者医療費受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、死亡日をもって資格喪失となります。資格喪失届の提出と受給者証の返納をしてください。また、未請求分の医療費領収書があれば、請求の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 重度心身障害者医療費受給者証 ☐ 未請求分がある場合は相続人代表者の振込口座のわかるもの及び医療費領収書	保険年金課医療給付担当 ☎ 042-973-2111 (内線 146.147)

福祉タクシー券を利用していた

手続き 喪失届と未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX : 042-986-5074 メール : syoufuku@city.hanno.lg.jp

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

自動車燃料費助成（ガソリン券）を利用していた

手続き 喪失届と未使用分の自動車給油券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車燃料費助成を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の自動車給油券があれば返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の自動車燃料給油券	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syounfuku@city.hanno.lg.jp

障害児通所サービスを利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syounfuku@city.hanno.lg.jp

MEMO

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	障害福祉課 ☎ 042-986-5072 FAX：042-986-5074 メール：syoufuku@city.hanno.lg.jp

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き

受給者変更手続き (未払い分がある場合は未支払児童手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未払い分の児童手当請求手続き及び受給者の変更手続きが必要となります。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給者変更の手続き】 ☐ 健康保険証 ☐ 金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 認定請求者の個人番号確認書類 ☐ 本人確認書類 【未払い分がある場合】 ☐ 対象児童名義の通帳またはキャッシュカード	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先 こども支援課 ☎ 042-978-5627 FAX：042-973-2120 メール：jido@city.hanno.lg.jp

MEMO

児童扶養手当を受給していた

手続き

児童扶養手当証書の返還 (未払い分がある場合は未支払児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
【受給者が亡くなられた場合】 亡くなられた方が児童扶養手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続き、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。 【対象児童が亡くなられた場合】 亡くなられた方が児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。(他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定となります。) ※詳細は事前にお問い合わせください。	14 日以内 手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童扶養手当証書 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 死亡の記載がなされた戸籍謄 (抄) 本 【未払い分がある場合】 ☐ 対象児童名義の通帳またはキャッシュカード	こども支援課 ☎ 042-978-5627 FAX : 042-973-2120 メール : jido@city.hanno.lg.jp

MEMO

7. 子どもに関する手続き

子ども医療費受給資格証を交付されていた

手続き 資格喪失届の提出、受給資格証の返納

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給資格証を交付されていた方が亡くなられた場合、死亡日をもって資格喪失となります。資格喪失届の提出と受給資格証の返納をしてください。 ※受給者が亡くなられた場合は受給者変更の手続きが必要です。また、未請求分の医療費領収書があれば、請求の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 【子どもが亡くなられた場合】 子どもの保護者 【受給者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 子ども医療費受給資格証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 【受給者変更の手続き】 ☐ 子どもの加入する健康保険が確認できるもの（資格確認書等） ☐ 変更後の受給者の振込口座のわかるもの	保険年金課医療給付担当 ☎ 042-973-2111 (内線 146.147)

ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた

手続き 資格喪失届の提出、受給者証の返納

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、死亡日をもって資格喪失となります。資格喪失届の提出と受給者証の返納をしてください。また未請求分の医療費領収書があれば、請求の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 【子どもが亡くなられた場合】 子どもの保護者 【受給者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ ひとり親家庭等医療費受給者証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	保険年金課医療給付担当 ☎ 042-973-2111 (内線 146.147)

養育医療券を交付されていた

手続き 療育医療券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた乳児の養育医療券	乳児の保護者
	問い合わせ先
	保健センター ☎ 042-974-3488

小学校・中学校に在籍している児童生徒の保護者だった

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
小学校・中学校に在籍している児童生徒の保護者が亡くなられた場合、保護者変更の手続きが必要です。また、就学援助、特別支援教育就学奨励費の支給を受けていた場合は必要に応じて再審査の手続きを行ってください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【保護者変更】 ☐ なし 【就学援助または特別支援教育就学奨励費の支給を受けていた方】 ☐ 変更後の保護者の印鑑及び振込先座がわかるもの	ご家族の方など
	問い合わせ先
	学校教育課 ☎ 042-973-3018

MEMO

8. 上下水道の手続き

上下水道を使用していた

手続き① 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
上下水道使用者の名義人が亡くなられた場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 ※電話手続き可 ※井戸水で下水道を使用していた方は、別途下水道課へお問い合わせください。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
使用水量のお知らせ（検針票）または納入通知書	水道業務課 ☎ 042-973-3661 下水道課 ☎ 042-973-3433 飯能市上下水道料金センター ☎ 042-971-2776

手続き② 登録口座の変更に係る手続き

手続き詳細	期 限
上下水道使用者の名義人が亡くなられ、支払方法が口座振替であった場合、登録口座の変更手続きが必要となります。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
☐ 飯能市水道料金下水道使用料自動払込利用申込書兼口座振替依頼書※ ☐ 銀行印 ☐ 口座番号がわかるもの（通帳など） ※水道業務課窓口または飯能市上下水道料金センターで配付しています。	水道業務課 ☎ 042-973-3661 飯能市上下水道料金センター ☎ 042-971-2776

手続き③ 水道料金・下水道使用料の未納に係る手続き

手続き詳細	期 限
上下水道使用者の名義人が亡くなられ、水道料金・下水道使用料の納付が済んでいない場合は、既に届いている納付書により納付をお願いします。 納付状況について不明な場合はお問い合わせ先にご相談ください。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納入通知書 ※納入通知書を紛失した場合は、お問い合わせ先にご相談ください。	水道業務課 ☎ 042-973-3661 飯能市上下水道料金センター ☎ 042-971-2776

手続き④ 給水装置（水道）の所有権変更の手続き

手続き詳細	期 限
給水装置（水道）の所有者が亡くなられた場合、給水装置所有権変更届を提出してください。 ※所有者は、持ち家の方やアパートの大家さん等が考えられます。ご不明な場合は、お問い合わせ先にご連絡ください。 ※事前に、法務局で給水装置のある土地の所有権移転登記を行う必要があります。	土地の所有権移転登記完了後、速やかに提出してください。
	手続き可能な人
	新たに給水装置のある土地の所有者となった方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 給水装置所有権変更届※ ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 土地登記簿謄本の写し ※水道工務課窓口または市ホームページからダウンロードできます。	水道工務課 ☎ 042-973-3697

8. 上下水道の手続き

下水道事業受益者負担金または受益者分担金を納付中であった

手続き 受益者の変更手続き

手続き詳細	期 限
納付中の受益者（納付管理人）が亡くなられた場合、受益者（納付管理人）の変更の手続きが必要となります。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ異動申告書をお送りします。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
☐ 異動申告書	下水道課 ☎ 042-973-3433

浄化槽を使用していた

手続き 休止届、廃止届、管理者変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が合併処理浄化槽または単独処理浄化槽を使用し、今後使用しない場合には浄化槽の休止届もしくは廃止届、管理者を変更する場合には管理者変更届を提出ください。	管理者が亡くなってから30日以内
	手続き可能な人
	新たに管理する方、親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 休止届 ☐ 廃止届 ☐ 管理者変更届	環境緑水課 ☎ 042-973-2125

MEMO

飯能市合併処理浄化槽組合に加入していた

手続き 変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が飯能市合併処理浄化槽組合に加入していた場合、変更届または退会届が必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 空き家になる場合→親族 継続して住まわれる場合 →住民票を置いて住まわれる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 空き家になる場合→退会届 ☐ 継続して住まわれる場合→変更届 ☐ 引き落とし口座情報 ☐ 銀行届出印	飯能市合併処理浄化槽組合 ☎ 042-974-3441 環境緑水課 ☎ 042-973-2125

MEMO

9. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参してください。 ※一部クリーンセンターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が飯能市外の場合は搬入できません。 ※粗大ごみなどは有料になります。 ※家庭ごみに限ります。	なし （搬入日当日にお持ちください）
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、固定資産税の納税証明書等） ☐ 搬入者の本人確認書類	クリーンセンター ☎ 042-973-1010

道路を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。占有許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
【道路占有許可の名義の変更（権利を譲渡される場合）】 ☐ 道路占有譲渡（貸与）許可申請書及び表記されている添付書類 【道路占有許可の名義の変更（相続される場合）】 ☐ 道路占有申請書及び表記されている添付書類 【道路占有の廃止】 ☐ 占有廃止届及び占有許可書の写し	建設管理課 ☎ 042-986-5082

法定外公共物（水路等）を使用していた

手続き 法定外公共物使用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。使用許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
【法定外公共物使用許可の名義の変更（権利を譲渡される場合）】 ☐ 法定外公共物使用譲渡承認申請書及び表記されている添付書類 【法定外公共物使用許可の名義の変更（相続される場合）】 ☐ 法定外公共物使用承継届及び表記されている添付書類 【法定外公共物使用許可の廃止】 ☐ 法定外公共物使用廃止届及び法定外公共物使用許可書の写し	建設管理課 ☎ 042-986-5082

MEMO

9. その他の手続き

飯能市と「土地賃貸借契約」を締結していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が飯能市と、道路敷地や待避所等を目的とした「土地賃貸借契約」を締結していた場合、土地借上料の受領者変更手続きなどが必要となります。維持公園課まで届け出てください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
維持公園課にご連絡ください。	維持公園課 ☎ 042-973-2127

土地区画整理事業地内に土地や借地権を所有していた

手続き 権利変動届出書（所有権移転届出書）の提出

手続き詳細	期 限
【土地所有者の変更】 相続登記後、届出書を提出してください。 【借地権者の変更】 相続登記後（未登記の場合は権利取得者決定後）、届出書を提出してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	権利取得者または代理人
必要なもの	問い合わせ先
区画整理課にご連絡ください。	区画整理課 ☎ 042-973-8682

農地を相続した

手続き 農地を相続等で取得したときの届出

手続き詳細	期 限
農地の権利を相続等で取得した場合、提出してください。(権利を取得したことを知った時点から10ヶ月以内) ※この届出は農業委員会に権利取得の内容等を知らせるものであり、権利取得の効力を発生させたり、保全したりするものではありません。また、所有権移転登記に代わるものではありません。登記手続きは別途必要です。	権利を取得したことを知った時点から10ヶ月以内
	手続き可能な人
	・届出する方…権利を取得した方 相続で所有権移転登記済み、遺産分割協議済み→権利取得した方 ・相続で遺産分割協議が未完了→相続人全員 ・遺産分割協議に時間がかかる場合、まず相続人全員で届出し、遺産分割協議完了後に再度届出てください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地法第3条の3の規定による届出書 ※届出書の様式は市ホームページからもダウンロードできます。	農業委員会事務局 ☎ 042-973-2111 (内線 602・654)

MEMO

9. その他の手続き

森林を所有していた

手続き 森林の土地の所有者届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が森林（埼玉地域森林計画の対象森林）を所有していた場合、所有者の変更手続きが必要となります。 ※所有する森林が埼玉地域森林計画の対象森林であるかどうかは事前にお問い合わせください。 ※相続人間での遺産分割協議が相続開始後90日以内に整わない場合は、届出が2度必要になります。詳しくは担当までご連絡ください。	所有者となった日から90日以内
	手続き可能な人
	新たに森林の土地の所有者となった方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 森林の土地の所有者届出書 ☐ 当該土地の位置を示す地図（位置図） ☐ 当該土地の登記事項証明書（写し可）など権利を取得したことがわかる書類	森林づくり課 ☎ 042-978-5061

MEMO

市営住宅に住んでいた

手続き 住居を明け渡す手続き、または入居承継申請の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、明け渡しの手続きや名義を引き継ぐ手続きが必要です。手続きの詳細については、埼玉県住宅供給公社へお問い合わせください。 どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。 ①名義人が亡くなられた場合 〈配偶者がいる場合〉 ・名義を引き継ぐ手続き（地位承継申請） ・請書の再契約手続き ・口座振替の変更手続き 〈配偶者がいない場合〉 ・住宅を明け渡す手続き ②名義人の方以外が亡くなられた場合 ・異動の手続き	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
【名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合】 ☐ 相続人の金融機関の通帳 ☐ 相続人の印鑑	埼玉県住宅供給公社 川越支所 ☎ 049-227-6418

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	死亡から 5 年以内	亡くなられた方によって生計を維持されていた遺族が、受け取れる場合があります。詳しくは、手続き先の年金事務所にご確認ください。 【手続き先】 お近くの年金事務所（または共済組合）にご確認ください。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	所沢税務署 ☎ 04-2993-9111
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民課

☎ 042-973-2112

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	飯能警察署 ☎ 042-972-0110 埼玉県警察本部運転免許センター ☎ 048-543-2001
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾患医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。	狭山保健所 ☎ 04-2954-6212
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所沢税務署 ☎ 04-2993-9111
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有権 移転（相続）登記など	さいたま地方法務局 飯能出張所 ☎ 042-972-2580

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくとう手続きが進めやすくなります。

MEMO

ご遺族の方に対する支援

大切な人を亡くした時、遺された方は大きな悲しみに包まれると同時に様々な感情を抱き、ところやからだに変化が現れることがあります。

少しでもつらいお気持ちを和らげる支援をご紹介します。

— 1 —

こころとからだの相談

● 臨床心理士によるこころの健康相談（予約制）

会場：保健センター

連絡先：保健センター ☎ 042-974-3488

— 2 —

大切な人を自死で亡くされた方へ

● NPO 法人全国自死遺族総合支援センター 自死遺族相談ダイヤル

☎ 03-3261-4350（10時～19時 毎週木曜日、10時～17時 毎週日曜日）

● NPO 法人グリーフケア・サポートプラザ 自死遺族傾聴電話

☎ 03-3796-5453（11時～17時 毎週火・木・土曜日）

— 3 —

大切な方を自死で亡くされた方のつどい

※参加者はご遺族の方のみです

● わかちあいの会 ところざわ

会場：所沢市保健センター

連絡先：所沢市健康推進部 こころの健康支援室 ☎ 04-2991-1812

● 語らいのつどい

会場：秩父保健所

連絡先：秩父保健所保健予防推進担当 ☎ 0494-22-3824

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

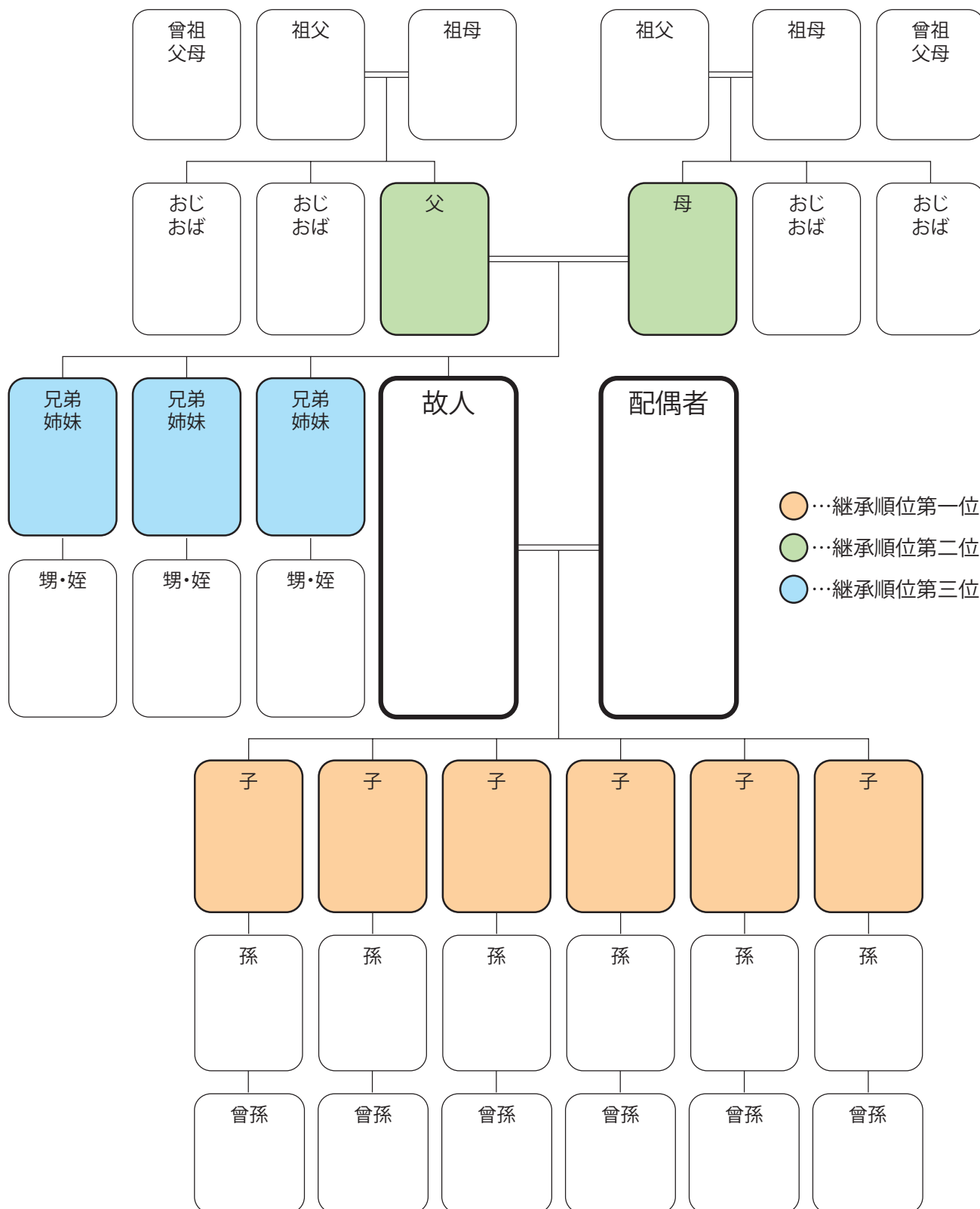
相続について

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせることで、相続財産を知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

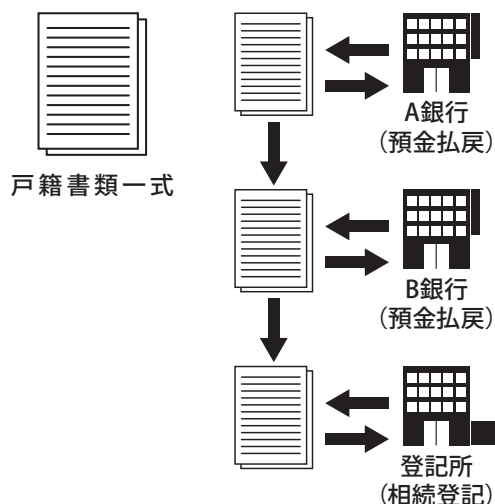
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

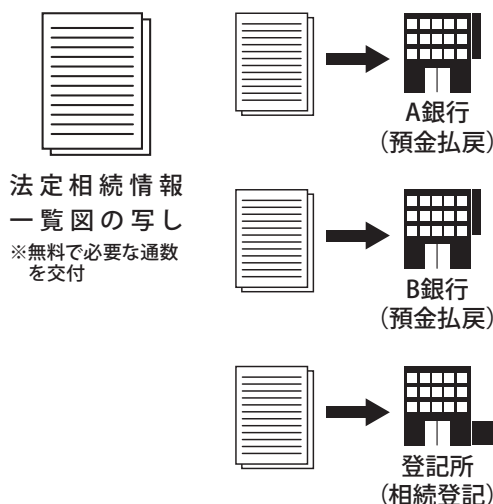
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

MEMO

MEMO

- ☑ 初めての相続で、何をどうしたらよいか判らない
- ☑ どこにどれくらい相続財産があるか判らない
- ☑ 誰が相続できるのか判らない。
- ☑ 万が一の時に備えて、遺言書を作成したい
- ☑ 判断能力があるうちに、後見人を決めておきたい

相続問題



まずは「おぎわら行政書士事務所」に
お気軽にご相談ください！
(ご相談料は無料です)

相続財産調査

法定相続人調査

遺産分割協議書作成

相続財産の名義変更

遺言書作成

成年後見・
死後事務委任

おぎわら行政書士事務所

☎ 042-978-5074

〒357-0049 飯能市征矢町22-2

E-mail ogiwara_gyousei-syoshi@xrj.biglobe.ne.jp

URL <https://ogiwara-gyousei.com/>



埼玉県行政書士会 相続・空き家相談員
代表 行政書士・宅地建物取引士 荻原 靖雄



相続税対策から申告まで
菅野税理士事務所
贈与税や譲渡所得もお任せ



- ・二次相続を見据えた**分割協議**のアドバイス
- ・**司法書士**や**弁護士**と連携しワンストップ対応
- ・評価に詳しく、**セカンドオピニオン**にも対応

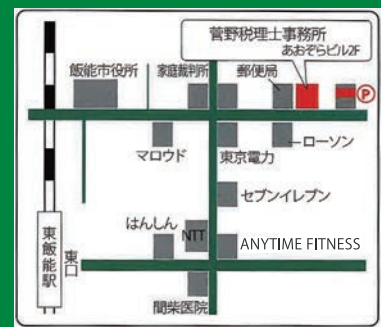


菅野税理士事務所

TEL 042-978-8069

飯能市大字双柳 373-12
あおぞらビル 2 階

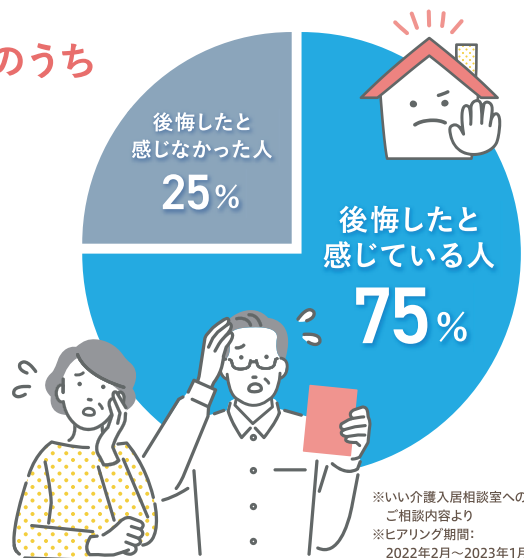
平日 9 時～ 17 時
※時間外・土日祝も対応可能
※要事前予約



自分で老人ホームを探した人のうち
4人に3人が後悔している!?

自分で資料を取り寄せて見学に行ってみたけど、身体状況や費用面などの理由から「入居できなかった」「理想と違った!」など、我流の老人ホーム探しを後悔している人は意外なほど多いもの。

「いい介護」の専門相談員にご相談いただければ、そうしたミスマッチを起こすことなく、ご希望の条件に合った施設をご案内いたします!



※いい介護入居相談室へのご相談内容より
※ヒアリング期間:
2022年2月～2023年1月

私たちが、理想の老人ホーム探しをお手伝いします

「いい介護」は、老人ホームや介護施設など、高齢者のための住まいを探せる検索サイトです。
相談歴10年以上という経験豊富な専門スタッフがさまざまな悩みやお困りごとを解決します。

いい介護
検索サイトはコチラ



相談実績
20万件
※2023年5月時点
当社実績

ご相談
完全無料



0120-958-560

いい介護

[受付時間] 9:00～17:00 (年中無休) ※年末年始を除く | 株式会社エイジプラス 東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディング8F

いつかは「墓じまい」 しなければいけない・・・

遠くてなかなかお参りできない

子どもに負担をかけたくない

後継ぎがおらず今後は心配



そのお悩み、わたしたちにおまかせください！



お墓の引越し

& 墓じまいくん

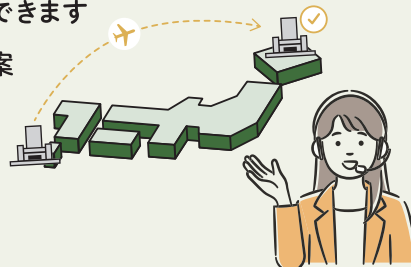
日本全国
どこでも対応

10,000カ所
以上から最適な
供養先を提案

専門スタッフ
が代行

お墓の引越し & 墓じまいくん 5つの特徴

1. 地方や郊外にあるお墓でも簡単に「墓じまい」ができます
2. あらゆる選択肢から最適な供養先をプロがご提案
3. 全国の樹木葬・永代供養墓・海洋散骨・納骨堂・一般墓をご案内可能
4. ご自身で行うよりもスムーズに執り行えます
5. 寺院との交渉や役所の手続きもお任せください



お見積り・
ご相談無料

まずはお気軽にご相談ください

詳細はホームページへ



0120-260-353

受付時間：9:00～18:00 HP：<https://ohakahikkoshi.jp/>



運営元：株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F

当社は株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）のグループ企業です。

保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

所在地: 812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号
電話: 092-474-4444
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webで
のお申し込みは
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少短-資料-2409-001

発	行	飯能市役所
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発行年月		2025 年 5 月

